

告 示

埼玉県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

三芳町

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業三芳公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十八号、昭和五十七年埼玉県告示第四百二十五号、昭和六十年埼玉県告示第千八百九十三号、平成元年埼玉県告示第千四百二十一号、平成三年埼玉県告示第千六百八十号、平成六年埼玉県告示第八百八十七号、平成十三年埼玉県告示第千三百号、平成十六年埼玉県告示第四百二十三号、平成二十年埼玉県告示第三百三十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十七号、平成三十年埼玉県告示第二百十九号、令和二年埼玉県告示第百八十八号、令和五年埼玉県告示第三百九十号の事業地に、三芳町大字藤久保字東、字横松及び字唐沢地内の各一部並びに大字竹間沢字北原、字生出窪及び字通西地内の各一部を加え、三芳町大字上富字中西、字八軒屋及び字緑地内の全部並びに大字上富字上永久保、字東永久保、字木ノ宮、字中東、字吉拓及び字東草地内の各一部並びに大字北永井字坂下、字宮本、字宮前、字平野、字中ノ原、字鶴ノ舞、字芝原及び字桜並地内の各一部並びに大字藤久保字西及び字南新埜地内の各一部並びに大字竹間沢北側、南側及び字下通地内の各一部並びに竹間沢東地内の一部を削除する。